

令和8年熊本地震に係る国民健康保険料（税）の減免への財政支援について（概要） 【市町村国保】

参考資料1

<補助対象>

- 以下の要件を満たす国民健康保険料（税）へ減免を行った保険者に対して特別調整交付金により財政支援を行うこととする。

	今回の取扱い	原則
補助対象		
主たる生計維持者の死亡	○	×
主たる生計維持者が行方不明	○	○
事業収入等の減少	損失金額 3 / 10 以上かつ前年所得1000万円以下	損失金額 3 / 10 以上かつ前年所得1000万円以下
住宅・家財の損害	損害金額及び所得要件無し (損害程度) (減免割合) 全壊 ⇒ 全部 半壊・大規模半壊 ⇒ 2分の1 床上浸水 ⇒ 2分の1を超えない額	損害金額 3 / 10 以上かつ前年所得1000万円以下
財政負担の要件	無し (3%未満でも可)	保険料(税)必要総額の3%以上

※条例に基づいて行うものである必要がある。

- また、各市町村の条例に基づいて被災者に対して**固定資産税を減免**し、その影響を受けて4方式を採用している市町村の**国民健康保険料（税）の収入が減少した場合についても補助対象**とする。

<補助割合>

- 減免額の10 / 10を支援することを検討中。（令和6年能登半島地震の際も同様の対応を行っている）

<対象保険者>

- 災害救助法が適用された**全市町村**

<期間>

- この取扱いは、**令和8年度まで**とする。